

G10閣僚コミュニケ(仮訳)

パリ、2005年5月2日

ドーハ開発アジェンダの成功に向けて

1. 主要な食料輸入国グループであり、その農産物輸入額が世界全体の13%を占めるG10の閣僚は、香港閣僚会議において、更なる農業改革を進める上で相互に受入可能なモダリティに到達することを目指し、結束して最善を尽くす決意を再確認した。
2. この点に関して、閣僚は、3分野全てにおいて重要な貢献をする用意があること、他の全てのWTO加盟国、特に食料輸入途上国と密接に協力する意思のあることを再確認した。また、このような努力がドーハ開発アジェンダの不可欠な部分であると認められるべきこと、全ての加盟国にとって全体的なバランスのとれた結果を得るため、農業分野における作業が、その他の交渉分野と密接な関連をもって進められるべきことを強調した。
3. プロセスに関しては、閣僚は、交渉への参加と透明性を確保する必要性を強調した。交渉のプロセスと結果に各国が政治的に十分参画していることは、ドーハ開発アジェンダを成功させるための前提条件である。これに関連し、閣僚は、G10加盟国のような主要な利害関係国が参加していない、少数の加盟国による協議プロセスに対して大変強い懸念を表明した。閣僚は、最近の動きは、画一的な解決法では全ての加盟国間のコンセンサスを得ることはできないことを明確に示している、と指摘した。閣僚は、全ての関心とセンシティブリティを、交渉プロセスに取り込み、統合する上での、議長の中心的役割を強調した。
4. 閣僚は、農業モダリティ作成のいかなる段階(7月の第一次たたき台を含む)においても、3分野すべてについて、交渉の最も重要な要素は、それぞれが同等の具体性をもって扱われるべきことを強調した。
5. 閣僚は、ドーハマンデート及び枠組合意の不可欠な要素である非貿易的関心事項が、先進国及び途上国の双方にとって極めて重要であることを想起した。非貿易的関心事項は、公正かつ公平な結果を達成することを目指す上で、市場アクセスを含めた農業交渉の多くの局面に関連している。この点に関し、閣僚は、G10が提出した文書「市場アクセス分野における非貿易的関心事項への配慮」(別添参照)を再確認した。

国内支持

6. 閣僚は、自国の農業政策の改革を強固な意志をもって遂行していくことを再確認した。閣僚は、最大の改革努力が、全ての形態の輸出補助金の撤廃及び貿易歪曲的な国内支持の大幅な削減につながることを認めた。これに関し、貿易歪曲的な国内支持の総体は、

黄の政策、青の政策及びデミニミスのそれぞれの削減約束の合計以上に削減されるべきである。特に、貿易歪曲的国内支持の絶対額の水準が非常に高い、G10の加盟国を含む先進加盟国は、率先して削減の努力をすることを約束すべきである。

7. 閣僚は、農業政策の改革を進める上での青の政策の役割を想起する一方、新たな青の政策の要件が、既存の青の政策の要件と同等の厳格さを備えるべきとの点に同意した。また、閣僚は、非貿易的関心事項に対処し、現在の改革プロセスを進めていく上での不可欠な手段として、緑の政策の基準全体を維持することが必要であると主張した。
8. 閣僚は、デミニミス及び農業協定6条2項の規定が発展途上加盟国にとって重要であることを認識した。

輸出競争

9. 閣僚は、全ての形態の輸出助成金の撤廃の決定が歴史的成果であったことを認めた。輸出補助金の撤廃及び輸出信用、輸出国家貿易企業及び食料援助に対する規律の実施にあたっては、同等で並行的な約束が加盟国により確保されなければならない。
10. 閣僚は、食料安全保障を確保するために、途上国、特にLDC及びNFIDCs(純食料輸入途上国)に効果的なS & D(特別かつ異なる取扱い)が与えられるべきことを強調した。

市場アクセス (階層方式)

11. 閣僚は、加盟国の異なった関税構造に配慮しつつ、関税削減の累進性を実現するという枠組合意の目的は、階層方式の各階層において平均削減率による線形的削減方式を適用し、高い階層ほど大幅な削減とすることによってはじめて達成され得ることを指摘した。この方法は、適切な水準の野心(市場アクセスにおける実質的改善)と非貿易的関心事項に必要な柔軟性とを兼ね備えている。ハーモナイゼーション効果を有する非線形の削減方式を適用することは、二重で結果的に過重な累進性を課すことになる。このような方法は、枠組合意におけるバランスを変更するものであり、受け入れることはできない。センシティブ品目は、その関税の水準に関係なく、一つのボックスに入れられるべきである。

(センシティブ品目)

12. 閣僚は、センシティブ品目の扱いは市場アクセス分野における不可欠な部分であり、非センシティブ品目に対する削減方式と同時に交渉され、決定されなければならないことを強調した。

13. センシティブ品目の数は一律ではなく、各加盟国の状況を反映したものである必要がある。その数の範囲内で、各加盟国には自国のセンシティブ品目の選択について完全な裁量を与えられなくてはならない。

14. センシティブ品目の市場アクセスの改善の程度は実質的でなければならないが、センシティブという言葉の定義上当然、非センシティブ品目よりも小さくあるべきである。センシティブ品目の市場アクセス改善は、関税削減と関税割当約束の組合せを通じて達成される。これには、関税割当の拡大、関税割当運用の改善及び枠内税率の削減等が含まれる。センシティブ品目の取扱いは、消費パターンなどの需要と供給の現状と見通しや、非貿易的関心事項への配慮といった様々な要素を反映して組立てられるべきである。

(SSG)

15. 特別セーフガード条項は、円滑な農業改革のプロセスを進めるために維持されるべきである。これまでの経験を踏まえ、G10は既存のSSGを改善、及び途上国のためのSSMを創設するための、種々の提案を議論する用意がある。

(S & D)

16. 閣僚は、開発途上国に対するS & Dは交渉の不可分の一部であることを再確認した。この点に関して、G10は、センシティブ品目だけでなく、特別品目(SP)、SSM、削減率や実施期間等についての開発途上国に対するS & Dに関する具体的提案について、議論する用意がある。

(特惠浸食)

17. 閣僚は、長年にわたる特惠の重要性は、枠組み合意の中で十分認識されていることを確認した。特惠浸蝕の問題に対処するため、モダリティの確立に際しては、TN/AG/W/1/Rev.1 のパラ16及びその他の関係する部分を参考にすることが極めて重要である。